

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 産業廃棄物の収集運搬部門を分割したい



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(質問 1)

私は、建設業と産業廃棄物収集運搬業の2つの許可を取得している会社の代表を務めるものです。今回、会社を建設部門の会社と産業廃棄物の収集運搬部門の会社に分割しようと考えております。建設部門を別会社に分割する場合は特に廃棄物処理法に係る手続は不要と考えていいですか。

(回答 1)

お見込みの通り、建設部門を別会社に分割することについては、廃棄物処理法に係る手続は不要です。

(質問 2)

建設部門と産業廃棄物の収集運搬部門のうち、産業廃棄物の収集運搬部門を別会社に分割する場合の手続はどのようになりますか。

(回答 2)

産業廃棄物の収集運搬部門を分割した別会社について、廃棄物処理法第 14 条の収集運搬業の新規許可が必要になります。

なお、栃木県内で積み替え保管を行っている場合は、あらかじめ栃木県廃棄物処理に関する指導要綱に係る手続も必要になりますので、時間に余裕をもって所管の環境森林（管理）事務所に相談してください。

(質問 3)

産業廃棄物の収集運搬部門を別会社に分割した場合、廃棄物処理法第 14 条の新規許可申請書に添付する公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの講習修了証は、新規講習の修了証が必要になりますか。

(回答 3)

栃木県では、新規講習（申請の5年以内に受講したものに限り）又は更新講習（申請の2年以内に受講したものに限り）のどちらでもよいそうです。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。（1月31日現在、11件契約）
詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。